

2021年6月18日 第1回専門部会 資料2

「藤沢市人権施策推進指針」の改定に向けた基本的な考え方・方向性

■基本理念と基本目標

基本理念 人権を大切に、「人権文化」を育むまちづくり

基本目標 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

協働による施策の推進

*基本理念については、誰もが共有すべき理念であり、これまでの指針策定の経過等を尊重したい。＝「人権文化」ということばの重要性

*基本目標については、「藤沢市市政運営の総合指針2024」及びSDGsの視点を踏まえ、必要があれば追加や文言の精査を検討する。

〈委員意見〉

- 「人権文化」ということばの持つ意義や重要性について改めて共有を図る機会としたい。日常生活における意識や行動に反映されるような風土づくり、あるいは、文化=cultureの語源でもある“耕す”といった視点から、変化する状況に対し、一人ひとりが意識を高めるとともに、協働して作り上げていくイメージの共有を図る。

■指針の構成

- ・ 現行の指針は、職員に向けたガイドラインとしての位置づけが強い。
- ・ 改定に際しては、市民、NPO・ボランティア、大学、企業といった多様な主体への周知啓発と連携が重要。
- ・ 名称を含め、理念の共有化が図られるような構成とする。

〈委員意見〉

- 現行指針の基本理念として“人権文化”がすべての市民の日常行動の基準となること”が明記されている。この点をしっかりと明記していくことが大切。
- 理念の共有化には大賛成だが、指針という視点を考慮したとしても、あまり抽象的すぎると、かえって市民から遠いものになってしまうので注意が必要と考える。
- 最初に策定された指針及び現行の指針において、条例化についての検討に言及している。どのような条例をめざすかという課題もあるが、将来的に条例を展望した書き込みにしていくことも必要なのではないか。
cf.)ヘイトスピーチ対策として、川崎市が刑事罰を科す条例を制定、相模原市も検討中。

■人権に関する市民意識調査の実施

- ・ 前回改定の際、「第1回 藤沢市人権に関する市民意識調査」を実施〔2014年(平成26年)秋〕。
- ・ 今回の改定に際しても、社会情勢の変化等を踏まえ、実施する必要があると認識。
cf.)内閣府は概ね5年ごとに実施。直近では2017年(平成29年)、次回は2022年(令和4年)?

■注視すべき社会情勢の変化など

| 年 | 国の動き |
|---------------------------|---|
| 2016年 (平成28年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行 <p>* ____は人権3法</p> |
| 2017年 (平成29年) | <ul style="list-style-type: none"> ・改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」施行 |
| 2018年 (平成30年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」施行 |
| 2019年 (平成31年/ 令和元年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 |
| 2020年 (令和2年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「ビジネスと人権に関する行動計画2020-2025」策定 ・「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」による緊急提言 ・「第5次男女共同参画基本計画」決定 |
| 2021年 (令和3年) | <ul style="list-style-type: none"> ・改正「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」成立(4月)*2022年秋ごろまでに施行 ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(わいせつ教員対策法)」成立(5月) |

〈 委員意見 〉

- 貧困の問題を考える際、急に職を失うという状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援法」〔2015年(平成27年)施行〕について改めて認識しておく必要がある。
- 「入管法」の改正に関する動向も注視する必要がある。*政府は2021年5月、今国会での成立断念
- 「候補者男女均等法」の改正など、男女共同参画・ジェンダー平等に向けた動きがある。世論的にも、ここ最近関心が高まっており、引き続き、注視したい。

◆神奈川県

*2016年(平成28年)7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生。

→「ともに生きる社会かながわ憲章」〔同年10月〕

*2021年度(令和3年度)中に「かながわ人権施策推進指針」を改定する方針。

現行の指針は2001年(平成13年)に改定。約20年が経過。

性的マイノリティーやコロナ禍における差別などを「新たな人権課題」として指針に位置づけ。

◆分野別人権課題(例)

【1 男女平等の社会づくりに向けて】

- ・「ふじさわジェンダー平等プラン2030」策定〔2021年(令和3年)3月〕
- ・新型コロナウイルスとジェンダー：“女性不況”
- ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針〔2020年(令和2年)6月〕
- ・「男性版産休」の新設

cf.) 一方で男性育休に対する嫌がらせ(パタハラ:パタニティーハラスメント)も。

【2 子どもの人権を尊重するために】

- ・ヤングケアラー：大人が担うような責任を引き受け、病気や障がいなどケアが必要な家族の世話や家事をする18歳未満の子どもをいう（一般社団法人日本ケアラー連盟）
→子ども自身の権利が守られない状態が懸念
- ・改正少年法：事件を起こした18、19歳（特定少年）の厳罰化
cf.)2022年(令和4年)4月の改正民法施行で成人年齢が18歳に引き下げ
- ・こども庁の創設に向けた動き、子どもの意見の尊重

【6 外国につながるのある市民の人権を尊重するために】

- ・ヘイトスピーチ、ヘイトクライム（差別を動機にした犯罪）

【7 患者等の人権を尊重するために】

- ・新型コロナウイルス感染症に関するいじめや誹謗中傷といった差別

【8 就労者の人権を尊重するために】

- ・国の関係府省庁連絡会議における「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）の策定〔2020年(令和2年)10月〕→企業活動における人権尊重の促進を図る。
- ・就活セクハラ

【11 インターネット上における人権を尊重するために】

- ・ネット上の誹謗中傷
cf.)番組での言動を巡ってSNSで多数の非難を受け死去したプロレスラーの木村花さんの事件

【12 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権を尊重するために】

- ・「多様な性を尊重する社会づくり」
- ・藤沢市パートナーシップ宣誓制度の開始〔2021年(令和3年)4月〕
- ・LGBT法案の先送り

【13 さまざまな人の人権を尊重するために】

- ・政府が内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」を設置〔2021年(令和3年2月)〕
→2021年度（令和3年度）中に政府レベルでは初の全国実態調査を計画。

〈 委員意見 〉

- 感染症や疾病に関する問題、患者の人権の尊重というものは、例えばハンセン病のように、以前から課題とされていた。それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症において、同じことが再び起きているように感じる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後、社会がどのような状況になっているのかを予測することは難しい。しかしながら、“アフターコロナ”の視点で指針を考えたとき、どのようなことが起こったかをしっかりと明記していくことが今後の一つの指針になると考える。cf.)ワクチン接種をする・しないによる差別を懸念
- 新型コロナウイルス感染症により、潜在化していた問題が顕在化したといえる。
ex.)DV、虐待、生理の貧困、外国人への情報提供のあり方、セクシュアルマイノリティとプライバシー、孤独 など
多様性や包摂性といった視点とともに、こうして見えてきた人権問題を書き込むことの意義を考えたい。
- 外国人の人権については、多文化・異文化への理解の必要性や教育、ことばの問題などがある。人権男女共同平和国際課は、国際交流や多文化共生を所管する課でもあるので、そうした視点を上手く取り入れられるとよい。

- 「ヘイトスピーチ解消法」の施行や川崎市、相模原市の例なども踏まえ、市としてどのような立場を取るのかも課題。
- セクシュアルマイノリティの人権について、さまざまな判決が出てきている。藤沢市はパートナーシップ宣誓制度を開始したが、実際に活かしていくことが大事。また、国におけるLGBT法案をめぐる動きも含め、将来的なビジョンが出せるとよい。

■指針の推進

- ・“概ね5年”といった縛りはかけない。
- ・毎年の進捗管理や施策展開の中で適切な対応を図る。

〈委員意見〉

- ここ数年を見ても、社会の動きと連動し、インターネット上の人権侵害をはじめ、人権をめぐる内容や質の変化が速いと感じる。見直しのサイクルとして“概ね5年”というのは妥当ではないか。
- 見直しのサイクルに関する一定程度の目安は必要ではないか。市としての姿勢を示すことで、担保され、守られるものがあると感じる。

■今後の専門部会の進め方

| |
|--|
| ① 6月18日(金) 開催済 |
| ●「藤沢市人権施策推進指針」の改定について 市の考え方提示 |
| ② 11月8日(月) |
| ●「藤沢市人権施策推進指針」第4章における分野別人権施策の推進についての意見聴取 |
| ●「藤沢市人権に関する市民意識調査」に関する意見聴取 |
| ③ 1月24日(月) |
| ●「藤沢市人権施策推進指針」の改定に向けての意見提案 |

※スケジュールについては、現時点での予定であり、状況により変更することもあります。

以 上